

※平成23年12月28日 施行

飛行計画その他飛行計画に付随する情報(飛行計画等)^(※)の機密性等に係る格付及び取扱いに関し必要な事項を定める。(第1条)

(※)運航者から提出された飛行計画書、システムに登録された飛行計画情報、これらに基づき作成された運航票その他関連書類。

1. 格付の指定 (第3条～第5条)

- ・外務省その他国の行政機関からの便宜供与依頼のあった航空機
- ・軍用機
- ・交通管制部長が必要と認める航空機

の飛行計画等

機密性3情報

○機密性3情報とは

行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報

(国土交通省セキュリティポリシー 3. 1. 1)

2. 取扱責任者の指定 (第6条)

○各官署の長は、指定された格付に準拠した飛行計画等の取扱いを監督する責任者を置かなければならない。



各官署の長



航空保安業務コンプライアンス・情報管理対策委員会等

指定

報告

指導・監督

現場でのチーム毎

監督

取扱責任者

3. 取扱方法に関する規定 (第7条～第11条)

○飛行計画等の利用、複製、移送及び外部への提供に係る規定

○書面に係る飛行計画等の管理に係る規定

○機密性3情報に指定された飛行計画等の取扱方法の特例

複製、移送及び外部への提供に係る規定、書面に係るものの管理に係る規定

飛行計画等の機密性引上げについて

現 行

全ての飛行計画等

機密性2情報



不開示情報

○国土交通省セキュリティポリシー（平成18年国土交通省情報化政策委員会決定）
機密性2情報：行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、その漏えいにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

機密性を引上げ後

一部の飛行計画等

機密性3情報



秘密文書に相当

不開示情報、かつ、秘密保全の必要性のある情報

○国土交通省セキュリティポリシー
機密性3情報：行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報

○国土交通省行政文書取扱規則（平成23年国土交通省訓令第26号）
秘密文書：秘密の保全を要すると認められ、かつ、不開示情報に該当可能性のあるもの

※機密性引上げによる新たな規制・・・原則複製不可に変更、外部提供時における許可要件の付加 等

機密性3情報の対象となる飛行計画等

○秘密文書等の取扱いについて（昭和47年内閣官房内閣参事官室首席内閣参事官）※

※昭和40年4月15日事務次官会議申合せ「秘密文書等の取扱いについて」に基づくもの

秘密：①秘密が保たれなければ外交交渉にあたって自らの交渉上の立場を不利にするおそれがあるもの
②防衛上秘匿する必要があるもの
③もし漏れれば捜査活動の妨げとなるもの 等

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

不開示情報：①公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがある情報
②公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- ・外務省その他国の行政機関からの便宜供与依頼のあった航空機
- ・軍用機
- ・交通管制部長が必要と認める航空機

の飛行計画等